

平成28年度事業計画

はじめに

公益財団法人北海道精神保健推進協会（以下、「当法人」という）は、平成元年に、精神障碍者（メンタルヘルスの諸問題を抱える人を含む。以下同じ。）の社会復帰のための医療施設である「札幌ディ・ケアセンター」を開設し、これまで精神科デイケアのみならず、「精神障碍者等」が安心して地域で生活をしていくために必要な支援（生活、就労、家族調整など）を包括的に行い、同時にそのための専門職員を養成する研修など、広汎な精神保健福祉事業を展開してきた。

平成21年度からは、現在の幅広い活動を展開している内容にふさわしい施設名として、「こころのリカバリー総合支援センター」（以下、「当センター」という。）と改称し、また、平成24年4月1日には財団法人から公益財団法人に移行した。

平成26年度には障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業として新たに精神障碍者のための新しいタイプの事業所を模索して、障碍を持つ人々の情報発信（メディア事業）に取り組む就労継続支援B型事業所「ここリカ・プロダクション」を開設したところである。

近年、精神障碍者等の雇用環境の改善がみられており、今後、障碍者の経済的自立に向け就労の促進と日中活動の充実に向け、より就労にシフトした支援が進められることが予想されることから、当法人もより時代の変化に合わせた対応が求められている。

今後は、医療機関としての精神科デイケアのフィールドを保ちつつ、近年特に推進が求められている精神障碍者の就労に係る支援に積極的に関わっていくとともに、メンタルヘルスの諸問題を抱える人を含む医療・福祉・地域それぞれに焦点を当てた機能を持つ専門機関として「精神障碍者の総合支援センター」（同一建物内に様々な機能がある施設をイメージ）を目指すことが必要と考えている。

具体的には①精神科デイケア、ひきこもり相談・外来などを担う「医療部門」、②就労A・就労B、就労移行、生活訓練、グループホームなどを担う「福祉部門」、③アウトリーチ（精神障碍者・ひきこもり）、就労アウトリーチ、地域移行（相談支援事業）などを担う「地域連携部門」、の機能を持ち精神障碍者へのきめ細かい総合的な支援を行うことである。

以上のこと考慮に入れ、平成28年度には公益事業の充実強化に繋がるものとして「就労移行支援事業」や「相談支援事業」など、事業を充実するための体制を新たに整備し、精神保健福祉事業の一層の発展に寄与することとする。

○ 公益事業の実施計画

1 「精神障碍者等」の社会参加への支援

精神科病院を退院する等一定の治療を終えた「精神障碍者等」に対しては、障碍の特性に合わせた支援を根気よく実施していくことが必要である。そのため、様々なプロ

グラムに参加し活動することによって、主体的な生活能力の獲得を図り、病気の再発・再入院の予防を行い、社会参加の促進を目的に次の事業を行う。

イ 精神科デイケア事業（こころのリカバリー総合支援センター）

①精神科デイケアの実施

精神科デイケアは、地域で生活する「精神障碍者等」に対し、医療・リハビリテーション機能を提供するという役割を担っており、精神科医療において欠くことのできない重要な社会資源のひとつである。

当センターデイケアの特徴としては、札幌市内・近郊の精神科医療機関に通院し、回復途上にある「精神障碍者等」で概ね16歳以上の方を対象に精神科デイケアを行い、地域での生活技能を習得し、社会参加を目指すことを目的としていることである。精神科デイケアの実施に当たっては、就労や復学、社会参加を目指す当事者に対し、常に本人の意思と自主性を尊重し、日々の生活に必要なスキルを身に付け、自信を回復し、より健康的な社会生活ができるようになるためのプログラムを行っている。この結果、現在、約160名の登録者がいる中で通所によるリハビリ効果の結果、一般就労や就労支援事業所・就学などに移行している利用者は約60名程度となっており、それぞれの形での社会参加を果たしている。このことは社会参加を目指すデイケアとして機能を果たしているといえる。

引き続き、青年期以降の軽度発達障碍者の受入も行い、これまでの統合失調症を中心とした精神科デイケアのみではなく、高次脳機能障害や軽度発達障礙及び成年期の社会的不適応（“ひきこもり”等）を含めた諸問題に対応したケアモデルの構築・普及に努める。

なお、北海道から委託を受けている「北海道ひきこもり成年相談センター」の経験を元に外来相談から社会参加のためのリハビリテーション（ニデイケア）までを必要な方に提供できる枠組みとして、平成25年度から行っている「ひきこもり外来・デイケア」を継続する。

【事業の構成及び内容】

・通所者の支援

a.体力づくり

通所を日課として継続することにより、生活リズムや日常生活維持のため基礎体力の増進を図る。

b.対人関係及び生活技能の習得

クラブ活動など様々な活動を通しての仲間作りや多様なアクティビティ、更に心理教育やSSTなどの治療プログラムを行うことで、能力の回復と自尊心の高揚を図る。また、通所者を中心とした行事を実施するための「実行委員会」の体験を通して自発性や自主性を回復し、社会参加を促進する。

また、6ヶ月毎に通所者と担当職員による各活動の意義や感想を話し合う機会（座談会）を設け、通所者自身がプログラムの効果を認識する機会をもつ。

c.定期面接及び本人・家族の相談援助

通所メンバーに対し個人担当制をとり、将来の進路や悩みの解決などの相談に応じる他、本人、家族及びスタッフの3者による通所の効果やリハビリの目標を話し合う定期面接を6ヶ月毎に行い、目標である社会参加への道のりを確認し合い、利用者が自立した社会生活が送れるよう支援する。なお、主治医に対し定期面接状況などの情報提供を行う。

また、家族を、「一番、身近なりリハビリテーションの理解者・協力者」と捉え、家族支援を積極的に行う。見学時や定期面接、家族会活動などで対話の機会を持ち、家族が疾病や障碍を理解し受け入れ、その対応ができるように支援する。

d.当事者活動

共通の経験に基づいた仲間同士の相互支援活動を促進するため、当センター通所者の中から希望者を対象としたピアカウンセリングやWRAPなどの研修を実施し、それぞれのリカバリーやエンパワーメントに役立つ活動を行う。

e.地域交流

孤立しがちな精神障碍者回復者の仲間づくりの機会として、年間行事であるセンター祭その他のイベントを広報し、交流の機会とする。

f.ひきこもり外来・デイケアの開設

ひきこもり外来は予約制により実施する。また、ひきこもり外来・相談からデイケアにつながる者に対しては、対人交流技能をはじめ実際の生活に役立つデイケア・メニューの開発に取り組む。

②OB会活動支援

デイケア終了後のメンバーが、地域で自立した生活を送り、また安定した就労を維持できるよう、年2回の終了者の集い(元気でやっとる会)の運営を支援する。集いや機関誌発行(年1回)などにより、つながりを維持することで、お互いが精神面でも現実面でも支え合うことができる支援を行う。

③家族会活動支援（リラの会例会・機関誌発行等）

家族会活動として、家族が疾病の理解とその対応のあり方などを学習する機会を提供し、家族自身がいきいきと生活でき、また家族同士の親睦を深めるための例会(毎月)や機関紙の発行(毎月)を支援する。

□ 障碍者就労支援事業

平成28年度に開設予定としている就労移行支援事業所とも連係し、就労準備のためのセミナーの開催や職場定着のための職場訪問等を行う。

①セミナー

就労に向けた知識、方法を具体的に学び、自分にあった働き方を考える機会を提供する。

②職場訪問

就労に結びついたメンバーに対して職場定着のための職場訪問等により人間関係・職場内コミュニケーション・基本的労働習慣等に係る支援を行う。また、職場に対しては、障害特性の理解、障害に配慮した対応方法等に対する支援を行う。

ハ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

(1)多機能型事業所の運営

平成26年度に障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業として新たに精神障碍者のための新しいタイプの事業所を模索して、障害を持つ人々の情報発信（メディア事業）に取り組む就労継続支援B型事業所「ここりカ・プロダクション」を開設したところである。

最近の精神障碍者のニーズは前述したように「就労」に向かっているといえる。

現在、札幌市内では就労系の事業所数が充足しつつあるが、事業所の質が十分に担保されているとは言い難く、今後の就労を中心とした支援において、当法人が就労に関する多様な就労支援に関わることは必要であり、公益事業と繋がるものになると考える。

のことから、近年特に推進が求められている精神障碍者の就労に係る支援に、当法人においても積極的に関わっていくことが必要と考えている。

①就労移行支援事業所の運営(新規)

平成28年度から新たに就労移行支援事業所のフィールドを持つことにより、当センターメンバーだけではなく多くの精神障碍者等に障害福祉サービスの利用促進が図られるものと考える。具体的には就職に向けた知識、面接等の実務を学び、精神障碍者の社会参加に寄与する。

施設名称：就労移行支援事業所「ここりカ」（仮称）

場 所：こころのリカバリー総合支援センター内

開設年月：平成28年6月（予定） 定員：6名

②就労継続支援B型事業所の運営

障害を持つ人々の情報発信（メディア事業）に取り組む就労継続支援B型事業所「ここりカ・プロダクション」の運営

場 所：札幌市白石区平和通15丁目北13-18 フレンド平和通101号室

事業内容：映像等を媒体としたメディア事業

開設年月：平成26年6月 定員：14名

(2)相談支援事業所の運営

当法人では「精神障害者等の社会参加の促進」を目的としており、これまで、デイケア通所者や家族等からの相談に応じているところであるが、障害者総合支援法に基づき、新たに相談支援専門員等による一般及び特定相談支援体制を整備することにより、専門性が高く、よりきめ細かい支援が可能となり、就労支援事業やグループホームなどの障害福祉サービスの利用促進がより一層図られるものと考える。

また、相談支援事業のうち「指定相談一般支援事業」は、現在、当法人が北海道から委託を受けている「地域移行支援事業」等と関連が深く、当該相談事業を行うことにより更に効果的な事業展開が期待できる。

なお、相談支援事業の対象者は、原則全ての障害種別に対応することとなっているが、必要な体制をとることを前提に精神障害者等に特化することが可能であり、当法人の設立目的に沿った事業である。

施設名称：相談室「ココクル」（仮称）

場 所：こころのリカバリー総合支援センター内

開設年月：平成28年6月（予定）

2 精神障碍者の社会参加を支える体制の整備及び啓発普及

「精神障碍者等」が地域で安心して生活を営むためには、それを支える人的・社会的資源の養成が必要であり、専門職や一般市民等を対象に教育研修事業等を実施する。

イ 精神保健思想の啓発普及と研修事業

独立型の精神科デイケア施設として先進的な実践を通じて蓄積した知見をもとに、地域で精神保健医療福祉に関わる専門職等や当事者・家族を対象とする各種事業を実施する。また、研修会の開催及び実習生・見学者の受け入れ等も積極的に行う。

①地域精神保健スタッフ等研修事業

道内の各地域で精神障碍者に関わっている地域精神保健福祉スタッフを対象とした研修を開催する。（年4回開催予定）

②実習生、見学の受け入れ事業

各関連職域（医師、精神保健福祉士、保健師、看護師、作業療法士、臨床心理士など）の教育機関から実習生を受け入れ、精神科デイケア施設として、精神障碍者支援の実践的体験教育を、年間通じて実施する。また、他機関に勤務している者の実習受入も行う。

また、「精神障碍者等」への理解を促進するために、市民・ボランティア等の見学希望ができるだけ受け入れる。

③各種研修会への講師派遣及び企画運営の支援事業

社会福祉団体など関係機関が開催する研修会への講師派遣及び企画運営等への協力・技術支援を実施する。

④市民講座の開催

精神保健福祉思想の啓発普及のため、一般住民を対象として精神保健福祉に関する公開講座を開催する。(年1回開催予定)

⑤障碍者のスポーツ振興への協力

近年、レクリエーションとしてのスポーツや、競技としてのスポーツに取り組める場や機会が見られるようになっているが、各競技団体では練習の場所に苦慮しているところもあることから、精神障碍者のスポーツ振興の意味も含め、精神障碍者団体への体育館貸出などへの協力を検討する。

⑥精神障碍者等に関する調査・研究事業

a.三菱財団社会福祉事業(平成26年度～28年度)

札幌市内の2病院で「ピアソーターと協働した精神科『社会的入院』患者に対するモチベーション・サポートの効果的な実践の研究」というテーマで調査研究を行う。

内容としては、札幌市ピアソーター養成講座修了者の活動場所の一つとして、長期在院者と定期的な交流会を実施する。また、その際に周囲の地域移行に関わる支援者の意識変化についても調査研究する。

b.北海道臨床精神薬理研究会助成金

「ディケア・プログラムの利用状況と薬物アドヒアランスの関係についての研究」精神科リハビリテーション（ディケア）に通所しているメンバーの、薬物アドヒアランスがプログラムの利用状況とどのような関係があるかを、量的・質的に分析する。（平成27年度助成金、平成28年度に報告予定）

⑦地域移行研修会、エリア別研修会、ピアソーター研修会の開催

精神障がい者の退院促進や地域生活の定着など精神障がい者の地域生活移行に向けた取り組みを促進するため、北海道からの委託事業として地域住民や医療・福祉・行政等関係者を対象とした研修並びにピアソーターの育成を図るための研修を企画・実施する。

- ・地域移行研修会：地域における支援者の援助技術向上と地域生活移行に向けた支援体制の充実強化を図るための研修
→道内21箇所開催（1箇所概ね2日間）

- ・エリア別研修会：各圏域間での情報交換や課題整理を行うため複数の圏域を対象として行う研修 →道内 4箇所開催(1箇所概ね2日間)
- ・ピアセンター研修会：地域におけるピアセンターの養成や活動への支援を行うための研修 →札幌 年1回開催(3日間)

□ 高次脳機能障がい者支援事業等

①相談窓口及びリハビリ提供・地域生活支援事業【在宅生活支援事業】

(平成28年度プロポーザル参加)

平成16年度から北海道の補助事業により高次脳機能障害者の通所を受け入れて認知訓練等の支援を行い、平成19年度からは委託事業となって事業を進めており、平成28年度も事業受託により、高次脳機能障害者の支援及び道内関係機関との連携を推進する。

なお、実施にあたっては「在宅生活支援」とは「家の生活」のみに注目するのではなく「在宅で生活しながらの社会生活・社会参加」を支援することと捉え、個々のケースに合わせた在宅生活支援のためのアセスメントを行い、これまで蓄積してきた経験に基づき通所リハビリテーションや関係機関等との繋ぎを行う。

②北海道高次脳機能障害リハビリテーション講習会の開催

一般市民に対し高次脳機能障害への普及をすすめるため日本損害保険協会の助成を受け開催されている「北海道高次脳機能障害リハビリテーション講習会」の事務局を担うことで関係機関との連携を図り、一般市民への普及の一助とする。

・年1回開催(秋開催予定)

ハ ひきこもり対策推進事業

①北海道ひきこもり成年相談センターの運営

北海道における「ひきこもり対策」を推進するための核となる「北海道ひきこもり成年相談センター」を設置し、第1相談窓口としての機能を果たすとともに、北海道庁関係部局をはじめ、障害者・児童福祉、若者就労支援、教育支援機関等との連携を深め、支援ネットワークの構築を図るものとする。

②札幌市ひきこもり地域支援センターの運営(平成28年公募型企画競争に応募)

平成27年10月から札幌市の委託事業として行っているが、平成28年度においても札幌市民でひきこもりの状態にある本人やその家族等からの電話・来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を中心とした訪問型の支援にも対応する。また、相談内容に応じて、医療・保健・福祉・教育・就労等の適切な関係機関へつなぐことで、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進する。